

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
12月13日
(火曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
- 公告
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告
契約の締結(情報企画課).....
- 周南都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....



山口県告示第四百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
熊毛郡田布施町大字麻郷字鳴子田六一〇の一部並びに字藤尾四一六の一〇の一部、
四一八の一部及び四一八の五の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

山口県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年十二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市周東町下須通字水川五八二の七地先から 同市周東町下須通 同字五八二の五地先まで	新 旧	最狭 二〇・〇〇 最広 二一・六〇	一六・〇	



(四九九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県情報セキュリティクラウド構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年十一月二十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ジャネットス 山口市小郡下郷二一三九番地

六 契約金額

二億六千四百七十七万三千四百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(五〇〇) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・三・百一国道百八十八号虹ヶ浜室積線

二 都市計画を変更する土地の区域

光市大字浅江及び虹ヶ浜三丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十八年十二月十三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・百三虹ヶ丘森ヶ峠線

二 都市計画を変更する土地の区域

光市虹ヶ丘六丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十八年十二月十三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・五・百八瀬戸風線

二 都市計画を変更する土地の区域

光市大字浅江、虹ヶ浜三丁目及び虹ヶ丘六丁目

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十八年十二月十三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課